

保健福祉常任委員会

令和4年6月14日（火）

保 健 福 祉 常 任 委 員 会

定例会名 令和4年第2回定例会
招集日時 令和4年6月14日（火） 午前10時
招集場所 議場

出席委員 7名

委 員 長	甲 斐 徳之助
副 委 員 長	加 川 裕 美
委 員	柳 井 哲 也
〃	須 藤 京 子
〃	市 川 圭 一
〃	藤 田 尚 美
〃	北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	滝 本 昌 司
保 健 福 祉 部 長	内 藤 雪 枝
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
高 齢 福 祉 課 長	宮 本 史 朗
医 療 年 金 課 長	石 野 尚 生

議会事務局出席者

書 記	近 藤 博 幸
書 記	田 上 洋 子

令和4年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 保健福祉常任委員会

議案第 24号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 25号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
意見書案第4号	旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について
意見書案第7号	高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について
意見書案第8号	保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について

午前１０時００分開会

○甲斐委員長 皆様、おはようございます。

定刻よりちょっと早いんですけれども、全員おそろいですので委員会のほう始めたいと思います。

ただいまより保健福祉常任委員会を開会いたします。

本日の説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長兼こども家庭課長、保健福祉部次長兼健康づくり推進課長、高齢福祉課長、医療年金課長であります。書記として近藤さん、田上さんが出席しております。

よろしくお願いします。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 24号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 25号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第4号 旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出について

意見書案第7号 高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書の提出について

意見書案第8号 保育教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書の提出について

以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第24号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第24号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしくお願いいたします。

議案第24号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正点は2点ございます。

1点目は、国民健康保険税のうち基礎課税分いわゆる医療費分の賦課限度額を現行の63万円から2万円引き上げて65万円とし、また、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の賦課限度額、こちらを現行の19万円から1万円引き上げて20万円とするものでございます。

なお、国民健康保険税の介護納付金分の賦課限度額は17万円に変更ございません。これによりまして、賦課限度額の合計は現行の99万円から3万円引き上がりまして102万円となります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方々の国民健康保険税の減免について、申請対象期間を1年延長するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者に対する国民健康保険税の減免は令和2年度から実施されて

おり、その期限は令和4年3月31日までとなっております。現時点でこの減免規程は終了しているわけですが、これを令和4年4月1日に遡り、そこから令和5年3月31日まで昨年度までと同様の減免規程を1年間延長するものでございます。

なお、減免により減収となった金額の40%は国の財政負担により補填されることになっております。

説明は以上です。

○甲斐委員長 ありがとうございます。

これより議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。北島委員。

○北島委員 限度額のアップですが、この限度額をアップするのは所得がどのくらいからかということと、もう一つは、どれだけの世帯が限度額アップによって影響を受けるか、というこの2点をお願いします。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、所得についてなんですけれども、課税限度額は所得に対して一定の率を掛けて、それでお上限を超えた場合に足切りといいますか上限をしますので、所得だけではなく世帯の人数とも関係はしてくるのですが、大体700万円くらいと記憶しております。

それから人数なんですけれども、賦課は世帯当たりで掛けますので、限度額65万円になることによりまして賦課限度額になる世帯というのは、試算では83世帯ございます。こちら基礎課税分の賦課限度額の超過する世帯が83世帯になります。後期高齢者支援金分の賦課限度額超過世帯は232世帯というふうに試算しております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかに。須藤委員。

○須藤委員 北島委員が賦課限度額についての質問をなさったので、それは了解しました。私はもう一点のほうで、コロナの影響による減免でございますが、昨年7月1日の広報うしくで、この辺の周知、それから申請手続について広報をなされていたわけなんですけれども、今年度これが通ったときには、どのような市民の方々にお知らせを取っていくのかということと、令和3年度の実績といたしまして、死亡または重篤な疾病を負った世帯は全額免除、一部免除、それからまた該当しないというような判定をなさると聞いておりますけれども、それぞれ実績がお分かりでしたらお示しいただきたいと思います。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 周知方法なんですけれども、昨年度も同じように遡りで期間の延長をさせていただきまして、昨年度は7月に本算定ということで、納付書を一世帯一世帯に送らせていただくとともに、その納付書を送る封筒の中にこういう減免の申請ができますというお知らせの紙を1枚入れさせていただいて、送らせていただいております。今年度につきましても、議会で承認を得られたときには、お一人お一人の世帯に送付する納付書の封筒に、同じようにお知らせを入れさせていただく予定でございます。

それから、実績でございますけれども、令和３年度賦課分につきましては減免の申請が３０件ございました。そのうち承認されたのが２７件ございます。金額にしますと減免決定額は３１３万２，６００円になります。

以上です。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 ２７件のこの本当に大変なことで全額免除というような世帯はあったんでしょうか。こういうことになると本当に大変な状況だなというふうに思うんですけども、大体この免除を受けられた方の免除の割合と言うんですか、全額免除、一部免除等ありますので、その辺はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○甲斐委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 ２７件の内訳でございますけれども、全額免除になった世帯は２件、残りは収入の減少によりまして一部免除が２５件となっております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第２４号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第２５号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第２５号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 高齢福祉課の宮本です。よろしくお願い申し上げます。

議案第２５号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症関連の介護保険料の減免についてとなります。

この減免そのものは昨年度もあったもので、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる６５歳以上の方などの介護保険料を減免するものですが、令和４年３月３１日までのいわゆる時限措置となっておりました。ですので、現時点ではこの減免規程はございません。これを令和４年４月１日に遡りまして、そこから令和５年３月３１日まで同様の減免規程を設けるものでございます。なお、減免に要しました費用について、その４０％は国で負担することとされております。

以上でございます。

○甲斐委員長 よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 これより議案第２５号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 それでは、この２５号についても先ほども質問いたしましたが、コロナによる減免ということで、令和３年度の実績についてお示しをいただきたいと思います。

○甲斐委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 令和３年度の実績でございますが、まず合計といたしまして、申請が１１

件ありましたところ、減免の決定があったのが10件、金額にいたしまして22万300円となっております。10件の減免があったうち全額免除になったものは7件、減額となったものは3件でございます。

以上でございます。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 申請が11件で10件が該当ということですが、先ほどもそうだったんですが、その該当とならなかったというのは収入の問題だったのでしょうか。確認したいと思います。

○甲斐委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 個別のケースの資料は手元にはございませんが、収入面での要件を満たさなかったものと考えられます。

以上です。

○甲斐委員長 大丈夫ですか。ほかにある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なきようですので討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構であります。お疲れさまでした。

次に、意見書案第4号、旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟での上告取り下げと被害者への誠意ある謝罪・賠償を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第4号について、意見のある方は御発言をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 提案者でございますので、意見を述べるというのはあまり妥当ではないのかと思いますが、今委員長のほうも図らずもおっしゃっていただいたように、若干付け加えさせていただくようなことというのを少しお時間いただければと思います。

この旧優生保護法下での優生手術等の強制に関する訴訟があちらこちらで起きているわけですが、実は私30年くらい前からずっと福祉関係のボランティアをやっておりまして、その中で、東村山なのかな、多摩全生園というハンセン病の元患者さんたちがお暮らしになっている施設に何度も毎年交流のために行かせていただいたんですが、まさにこのハンセン病の方々もこ

うした対象の方で、所内での結婚は許されているんだけど、子供を産むということはできないということで、やはりもう強制的にいろいろな治療、男性は男性の治療、それから女性は妊娠した場合は強制的な堕胎を行うというような、それを幾つになっても、私などが交流を始めた頃というのはもう皆さん70代80代の方だったんです。それを今でも本当に涙ながらに話されて、その過酷さ、いろんな面での過酷さがあるんですけども、一番悲しかったのはそのことだったという話を繰り返し伺うことができました。もう本当に非人道的な、人間としてそのようなことが許されるのかということが、本当に最近まで起こっていたというのがこの現実であるというふうに思います。そうした私は一端を見てきた一人の人間としては、各地で起こっている訴訟の方々の悲痛な叫びというのが本当に顔が浮かんでくるようです。ですから、国は国の方針があるとは思いますが、やはりこれは勇気を持って訴訟に臨んだ方々に対しては、これは憲法にも違反するものであると私は思っておりますが、そうした点も含めて、率直な謝罪と賠償を国としてはきちんとすべきではないかというふうに思っております。ですので、この意見書はぜひ提出すべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○甲斐委員長 ほかにありますか。北島委員。

○北島委員 ただいまの須藤議員の発言にもありましたけれども、これは極めて重大な人権侵害であります。確かに法によっているんですが、その刑法だとかそのほかによらず命を絶つということが国の方針によって行われてきた。これは国全体が反省すべき問題だというふうに思いますので、この意見書をぜひ牛久市議会として出すようにしてほしいと思っています。

以上です。

○甲斐委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で意見書案第4号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第4号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

意見書案第7号について、審査の必要から長田議員の説明をお聞きしたいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認めます。それでは、長田議員御説明のほうをお願いいたします。

マイクを使ってください。

○長田議員 提案理由につきましては、議場でさせていただきましたので、この内容を朗読することは本日はいたしません。この内容を読んでいただいたと思うんですけども、7号に関しましては、やはり不妊治療を受けられる方がもっと確率の上がる医療を受けられるようにということで提出をさせていただきました。

以上です。

○甲斐委員長 長田議員の御説明が終わりました。

これより意見書案第7号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。須藤委員。

○須藤委員 それでは、まず質問のほうで、長田議員に伺いたいと思います。令和3年12月議会で不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書というのが公明党さんから出され、そして議会では賛成多数で可決されたということは認識しているところでございます。本議案はそうした地方からの要望を受けて、不妊治療が一部に限られたものが保険適用に拡大されたということだというふうに現段階では認識しているんですけども、過去の牛久市議会の経過も踏まえながら、政府によって保険適用の範囲が拡大されたということをどう評価をしているのか、はたまた、それに対してどういう点が不足というかデメリットとしてまだ残っているのかという点、そしてその論拠となるのはどういうところにあるのか、その点を伺いたいと思います。

委員長に質問ですが、私、長田さんに3項目、事前にこういうことについて確認をしたいということでお話ししてあるんですが、一つ一つでよろしいでしょうか、それとも3つやってしまったほうがいいですか。

それでは、続けて2つ目といたしまして、要望事項の2に混合診療を速やかに認めることというふうにあるんですけども、これは本会議での質疑でも申し上げましたとおり、混合診療を認めるということは、今ほかの生殖医療だけではなく、歯科診療であるとか例えばがんの治療であるとか、そういうところでも先端医療を一部認められていないものがあるということで、混合診療を認めるということはそうしたほかの医療の分野にも関係が深くなるというふうに思うんですけども、そのことはどういうふうに認識されているのか伺います。

それから、もう一点ですけども、そもそも保険適用に当たって、不妊治療というのは疾病なのかというような議論も過去にずっとなされてきたというふうに思っております。そういう意味では、保険適用を生殖補助医療へ拡大したという意味において、これが政府としては一定の道筋を示したものであるというふうに私は理解しておりますが、そうはいえ、私はまだこの生殖補助医療についての国民的議論がなされたとは言い難いと思っております。まだまだ多くの学者それから医療関係者においても高度生殖補助医療というのは、その先を進めていくとAIDの問題や代理懐胎などの生命倫理の問題、それからあと女性から見たこういう産む性であるということは、女性のリプロダクティブライツ、女性の産む権利、そこをどう考えるのかというようなこと、それから母体への大きな過重ということで、不妊患者さんのQOLの問題、産まれた子供さんたちの法律が民法で一部規定はされておりますけれども、自分の出自を知る権利、その他そういう権利が

まだまだきちんとコンセンサスを得られていないというようなことを私はあると思うんです。ところが、この意見書の中にはそういったことが一切触れていないわけで、こうした点についてはどういうふうに考えているのか、あまりにもこの意見書は内容が粗略で、経済的な観点というか、不妊治療はお金がかかるから援助してくださいのようにはしか見えない、そういう広く不妊治療の問題、生殖補助医療の問題をどう考えているのか、そしまたこの意見書の中にその点を言及しなかったのはなぜかという点について、以上3点の質問でございます。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 ただいまの須藤委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の不妊治療拡大の評価とデメリットという点ですが、保険適用に伴い不妊治療を望む方の自己負担が確実に減ったと考えております。これまでは国からの補助があったとはいえ、体外受精でも平均で1回当たり数十万の費用がかかっておりました。4月以降、保険診療を望む人が多く受診されたというようになり、体外受精などのハードルが低くなったという声も耳にしております。ただ一方で妊娠が特に難しい人、そういった方の治療効果を上げるには保険の適用範囲を超えた治療が必要であるというところがございます。混合診療が禁止されている現状、自由診療を選択すると、保険適用分も含め全額自己負担となるという点がデメリットであると考えております。また、不妊治療の保険適用化に伴って、自由診療から保険点数の範囲内での処置になって治療のレベルが下がるという懸念があると考えております。

2つ目の混合診療の医療全体の問題であるという御質問に関してなんですが、混合診療については、患者さんの選択肢が広がること、保険適用に制限がある検査、処置が受けやすくなること、新しい医療技術や医薬品の開発が促進されることなど、特に患者さん側のメリットが大きいと思います。患者さんの望む先進医療を適時適切に受けることを目的とした混合診療を全体的に推進すべきであると考えております。この件を今回入れなかったのは、不妊治療ということで生殖補助の方で今回出させていただいておりますので、まず費用の負担の大きいここから始めていただきたいということでこの件に絞らせていただきました。

3番目の御質問ですが、国民的議論というのは様々あると思うので、一概に何を示すというふうには決められないのですが、不妊治療の保険適用問題については、国会でも多く時間が割かれて議論をされたことは承知をしております。また、御指摘の生命倫理やリプロダクティブライツ等の観点については、多くの意見があることを内包した形で本意見書を提示しております。

また、不妊治療のQOL向上の観点からも本意見書の内容は定められていると考えております。

この意見書案に関しては、本当に望んでいる方が適切に受けられるようにしたいという思いで議場でも質疑の中で答弁させていただきましたが、年齢制限、回数が限られているという点がありますので、始まった段階で早急に進めていただきたいということで出させていただきました。よろしくお願いします。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 質疑のほうが終わって、意見というか質問の答えをいただいた段階でここで意見も述べていいんですね。今お答えいただいたんですが、それぞれ全部提出者は提出者の思いがある

というふうには理解をいたしました、8号にも言えることなんですけれども、この意見書案というのは、内容があまりにも保険適用をして経済的負担を軽くしてほしいというか、そういう部分が強くにじみ出ているようで、この問題が内包する様々な問題、ここにも書いてありますけれども、本会議での私の質疑に対して提案者のもう一人の方が図らずも自分の身内の問題を発言されておりました。苦しんでおられる方が大変いるということは分かっております。ですがあの中に、やはり肉親としての情が図らずも出てしまったものの中で、年齢制限の壁を挙げていらっしやいました。年齢制限があるから、もうこれでやっとやめることができるのだというように近いニュアンスだったように私は思います。年齢というのは、やはり母体がそして次の時代、その宿す子供の命にも大きく影響を与えかねないという問題であるからこそ、人によってその母体の状況は全然違うでしょうけれども、年齢というものが入っているのではないかなというふうに私は考えているところです。いろいろな考えがあるでしょうけれども、私はこの意見書では、生殖補助医療が抱える問題について多方面からここに書かれ、そしてその中でどういう悲痛な叫びがあり、だからここをやらなければいけないという市民の背景の人々の姿が現れてこないと思っております。ですので、もう少し熟慮の上の意見書を提出すべきではないかと思っているところでございます。

○甲斐委員長 はい、かしこまりました。ほかに。市川委員。

○市川委員 それではよろしく願いいたします。

まず、この意見書を出すに当たって聞きたいのは、現場の意見をどのように聞いたのか、それを受け止めたのか、まずお聞きしたいと思います。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 お子さんが欲しくて悩んでいる方々とお話をする機会が多々ありまして、そういった方々のお話を聞くと、やはりもう時間がないから、お金がないから保険適用を受けたいけれども、もう受けるのがあと1年しかない、そういったようなお声をたくさんいただきますので、やはり少子高齢化の中に本当に欲しいと思っている方、それを別に押しつけているわけではなくて、それを望んでいる方が受けられるように、受けるのであればさらに効果の高いものを受けられるようにということでこれを提出したんですが、現場の声としてはそういう声が大きかったということです。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 私も知人にこの不妊治療を受けていたという御夫婦がいらっしやいます。須藤委員のほうからもありました心情的な部分はすごく、本会議の中でも分かります。ただ、やはりもちろん費用、その方でも最低200万円はかかったと言ったかな。ただ、身体的にも精神的にも結構苦痛を伴うんです。先ほど年齢制限で諦めることができたということもありましたが、その方は妊娠されて出産したんです。ただ、お父さんと話をして、子供が成長していく段階においても悩んでいました。特に障害を持ったということではないんですけれども、不妊治療をして年月が経って、それなりの年齢に至って出産をしてしまったということは、やはりリスクが高くなる。だから身体的に親としてほかの同級生の子たちと比べたときに足が遅かったりとか、ちょっ

と体の動きが鈍かったりとか、これは無理させてしまったのではないかと親が逆にそういうふう
に悩んでいるのも聞きました。そういう部分もありますので、いわゆる望まない妊娠とは違うの
で、これは果たしていいのかどうか、先ほど生命倫理の問題、これがどんどんどんどん高度医療
化していったときに、映画の世界、ＳＦの世界になっていってしまうような感じになると思うん
です。そこまでいくのが果たして本当にいいものなのかどうかというのは、私はその御夫婦の話
を聞いてとても疑問に感じたんです。やはりある程度の年齢になると、母子ともに負担は出てく
るのは当然のことなので、これはもう少し慎重に議論を重ねて、今こういう形で何が何でも支
援をするのが果たしていいのかというのを私はとても疑問に感じているので、これは質問になるか
どうか、意見になるのかな、ただそういう部分では、これはまだまだ先々、今早急にこういう形
でやるのではなくて、しっかりとした議論を重ねていって、その後、医学的だとか倫理的な問題
も含めてやっていくべきだと思っているので、完全に１、２で終わるものではないのかなとい
うのをとても感じています。

以上です。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 倫理的問題についてなんですが、須藤議員も市川議員もおっしゃるとおり、同様
のことは私も感じております。今回、なぜ出したかという点なんですが、やはり議論をたくさん
重ねなくてはならないというのも分かっていますけれども、以前に牛久市議会として賛成多数で
不妊治療の拡大については国に上げておりますし、その中で、どうせそれを進めていくのであれば
より高いものという思いで出させていただいております。議論を重ねる必要があるのは分か
っておりますけれども、やはりそれを待てない、今すぐにお子さんが欲しいと悩んでいる方々が
大変多くいますので、そういった意味でこれを提出させていただいております。もちろん年齢的
に様々なこと、御家庭でもいろいろたくさんあると思いますけれども、まずは欲しいと思ってい
る方々のことを、より効果の高いものを受けられるようにということで提出しておりますので、
どうぞ御理解のほうお願いしたいと思います。

○甲斐委員長 ほかにありますか。須藤委員。

○須藤委員 先ほど、私の質問のお答えの中に政府のほうでも言っていましたけれども、少子高
齢化対策の一つであるというような言い方が長田議員のほうからもなされておりました。多くの
場合、この生殖補助医療が本当の意味で少子化対策になるのかというようなことが一方で多くの
学者というか、こうした問題に取り組んでおられる方からも意見が出されているところですが
けれども、こうした不妊治療、生殖補助医療が少子化対策に資するというふうにお考えなのかとい
う点がもう一点。それから、あとの意見書は大阪市会と全く同じ意見書案だというふうに、大阪
市会のほうでは全会一致で賛成されたようだけれども、そうした点を踏まえて提出なさったの
かなというふうに思いますけれども、長田議員が党の進めているものとは別にこの意見書を提出
するに当たっての思い、どこに出しているのかという点について再度質問したいと思います。大
阪市会と全く一緒の意見書、それは党の方針なのか何なのかなというふうに思うんですけれど、
それを長田議員が牛久市議会でも出そうと思った、その点は何かという点でございます。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 ただいまの御質問にお答えします。

少子化対策に資するかという御質問でございますけれども、少子化対策として挙げているということではなく、望んでおられる方が受けた方が受けられるようにとの思いで出させていただいておりますので、その辺を御理解いただければと思います。

2つ目の点ですが、実際の大阪市会でも提出がなされているものと同様のものではあります、私もこの内容に賛同し提出させていただいております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で意見書案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 この意見書について、先ほど質問を何点かさせていただきました。提出者の思いも一定の部分では理解をするところではあります。しかしながら、政府が言っているような少子化対策の一助というような観点、これは提出者もそれだけではないというふうにおっしゃっておりますけれども、やはりそういうような認識の中での生殖補助医療を捉えるというのはこれは間違っているというふうに私は思っております。そしてまた、医療界全体に大きな影響を与える混合診療、これもいろんな分野で議論されなければいけないところではあります、ここを速やかに認めるということは、この後、どういうふうに医療体制が大きく変容するのか分からないというような意味では、こうした点を求めるというのもいささか拙速ではないかなと思うところであります。

そしてまた、この生殖補助医療に保険適用がなされたというのは、これを治療が必要な疾病なんだという位置づけがなされたという意味で保険適用されたのではないかなと思います。そうすると、その与えられる治療というのは、多くの私たちの負担であるとか公費もそこに投入されていることから、一定のやっぱり歯止めというか範囲というのは必要ではないかなと思います。混合診療、確かに認めるという選択もあると思っておられると思いますが、例えば歯科診療でも保険適用外のものをやるときは最初の段階から治療の仕方というのは変わってくるわけです。それを混合診療にしたことによって基礎的な部分は標準的な診療、その後を認めるということ、そうするとここに技術の差というのがどう出てくるのか。まだまだこれは未知数のところがあるというふうに思うと、この点においても一番にある効果的かつ先進的な治療を果たして進めてしまうということだけでいいのかというふうに一方で思うところであります。社会保険の中に入るということは私たちの税金が使われる一つでもあるというふうに考えると、多くの安全性、標準的な治療体系を求められるのは仕方がないのかなと思う部分もあり、この意見書というのは、まだ提出するには考えていかなければいけない問題が多々あると思っております。

○甲斐委員長 ほかにありますか。柳井委員。

○柳井委員 私は賛成討論をしたいと思います。その話をさせていただきたいのですが、私は小

学校3年の時に祖母を亡くして、ああ、人は死ぬんだなということを子供ながらに真剣に考えてしまったんです。ほぼ精神病です、状況は。親も亡くなるしきょうだいも亡くなるし、やがては。そうなんだと、ずっとそれが結構大きくなるまで尾を引いてまして、大変な状況だったんです、自分としては。亡くなるのに何で生まれてきたのか。自分で頑張るんですが、くじけそうになると頑張っても意味がない、どうせ死んでしまうんだとそういう思いで大人になったんですが、一瞬大丈夫だと思ったことがあるんです。私は生きていてよかった。それは結婚して子供を産んだときなんです。本当に大きくなるまでその問題で成長はありませんでした。弱虫でどうせ死んでしまうんだからという思いを時々思い出して、それが子供を持ったとき、本当につながるんだ、私は亡くなっても大丈夫なんだということを本当に感じまして、それを子供が小さいうちから子供がもう嫌になるほどその話をしながら私は子供を育ててきたんです。私自身がそういう人間なんです。その中で、身近な人がなかなか子供ができなくて、不妊治療のために東京の大学病院に行ってやっと43歳で子供を授かって、今、その人の子供は偉くなって立派に成長していますけれども、その人をはじめ、いろんな人の不妊治療の話を聞いています。500万円掛かって結局諦めたとか。その中で、やはりお金で諦めざるを得ない人、年齢で諦めざるを得ない人、結構な人を知っています、聞いています、間接的にもたくさん聞いています。ですからこういう文章を読むと、男性は子供を持ったといっても体を傷つけることなく、私自身子供が持てなかったらどうなのかなと思うんですが、女性はやっぱり精神がおかしくなるほど子供の問題で悩んで、親戚から子供を産まないの、産もうと思ってもできないのと、そういう子供の話はもう絶対、逃げたいというほど苦しんでいる人をたくさん知っています。ですから、前は拡大策で承認を受けたと、今回はそれに具体的な内容で出されました。無条件で、私は女性のそういう思いを少しでもかなえさせてもらいたいなという思いで賛成したいと思います。

賛同よろしくお願いします。

○甲斐委員長 ほかにございますか。北島委員。

○北島委員 この意見書の内容は、無制限にはないと思うんですが、まだ確定していない医療技術、薬品その他についてエビデンスが不十分なものは保険適用外とされているわけですね、今は。その効果もちょっと学会の中で一致していないようなんですね。そういったものが外されていると。これは制度としてはそうあるべきだと思うんですけれども、その点がちょっと不明確なので、これは賛成しかねるなという思いです。

○甲斐委員長 反対討論ということでね。ほかにございますか。加川副委員長。

○加川副委員長 委員の皆様、説明員として同席していただいた長田議員の意見、大変重く傾聴しておりました。この高度先進不妊治療については、人類の存続と未来発展という大きな背景、課題を持って私たちは臨まないとならないと改めて認識いたしました。こちらの治療については、保険制度が適用になったことを契機にその現状を改善し、医学的研究の促進と技術の安全性の確保、患者の立場に立った情報提供など条件整備を進めることが必須だというふうに考えます。

ただいま皆様のお考え、意見をお聞きいたしまして、当委員会としても、もう少し議論を重ねたい、そのように考えますので、私といたしましては継続を提案いたします。

○甲斐委員長 ただいま加川副委員長より意見書案第7号につきまして継続審査とすべきとの意見がありました。継続審査についてここで採決を採らせていただきます。

継続に対しての採決です。挙手にて行います。

意見書案第7号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 可否同数でございまして、委員会条例第17号規定により委員長が本案に対して裁決いたします。

私、甲斐委員長は否決します、と裁決いたします。よって意見書案第7号について継続審査とすることは否決されました。

意見書案第7号について継続審査とすることは否決されましたので、原案について採決させていただきます。

意見書案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 賛成少数です。賛成少数のため否決されました。よろしくお願いします。

引き続きまして、お諮りいたします。

意見書案第8号について、審査の必要性から長田議員の説明をお聞きしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 御異議なしと認め、長田議員に説明を求めます。それではお願いいたします。

○長田議員 意見書案第8号について御説明いたします。

提案理由につきましては、7号同様に議場のほうで説明をさせていただきました。子供たちの安全を守るためにという思いから出させていただいております。よろしくお願いします。

また、御賛同いただきましたようにタイトルについては、保健教育施設等に係る送迎バス等の安全基準制定を求める意見書と変更させていただきましたのでよろしくお願いします。

○甲斐委員長 長田議員の御説明が終わりました。

これより意見書案第8号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。市川委員。

○市川委員 よろしくお願いいたします。

まず、また同じ質問になるんですが、現場の意見、長田議員としては直接聞きましたでしょうか。まずその点1点聞きます。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 現場の意見といたしましては、保護者の方々のお話は伺っております。やはりあのような事故があったりなどをニュースで見ますと、大変心配になるというお声をたくさんいただいております。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 私が聞いた現場の意見というのは幼稚園なり保育園側です。要するに、バスを送迎

するに当たって内容は分かります。安全性ということに関しては、これは反対するものではありません。ただ、この一定のまずこの記の１、統一基準を作成し、運転手及び添乗員への安全研修などを義務づける。２、安全装備の設置をまた義務化する。これ両方費用面とかそういうものも考えたのかどうか、結局その園なりを利用する直接保護者に返ってくるわけです。要するに、幼稚園側なり保育園側がまずシートベルト等を作る場合、運転基準、安全研修それが費用面が大体かかってきます。その費用を幼稚園側なり保育園側がまず負担をいたします。そうすると、それを今度どうなるかという、毎月の月謝なりなんなりにやっぱり転嫁されて、保護者の負担が増えてくるということになります。

あと、今既存のバスに果たしてこれが適用できるのかどうか、そういった車の構造上の問題もあると思うんです。そういった場合、全部バスを替えなくてはならないのかということにも発展しかねないです。ですから、私は幼稚園の園長先生にこれをお聞きしたんですけれども、現実としてはちょっとこれには無理があまりにもあり過ぎると、やはり現場のもう少し意見をちゃんと生かして意見書を出すべきではないかなと。もちろん、そういうところを踏まえてはいらっしゃると思うんですけれども、私が聞いた限りでは、これは幼稚園協会なりなんなり議論をもっとしていかなければならないし、今このような形でこれが出てくるということにも現場として疑問を感じるというふうに言われたんです。

ですので、やはりその体制自体がまだここまでいっていない段階で、もちろん取り残された児童が死亡してしまったということは、それはその園自体で確認を怠ったということ、初歩的なミスだと思います。乗るときに何人乗ってきて出ていくときに何人出ていったかというのは、これは子供も大人も関係なく、観光バス等々で何か行ったときでも人数確認は必ずトイレ休憩行ったり何かしたときにするわけです。それでもたまに置いていってしまったということもあるわけなんです。基本的な初歩的なことです。まずそういうところも踏まえて、これは車のメーカーだとかいろんなところに全部関わってくることなので、そこら辺をちゃんと踏まえて、まず、こういうものを考えて意見書を出されたのかどうかということもお聞きしたいと思います。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 市川委員の御質問にお答えをいたします。

まず、費用面についてですけれども、市川委員から保護者負担になるのではないかという御質問をいただきましたが、費用面の補助等についても今後議論の余地はあると考えております。また最近、商品名などは控えますが、かなり安価で安全性の高い、そして着脱も楽なものもどんどん出てきておりますので、そういうものの使用も考えて提出させていただいております。

以上です。

○甲斐委員長 市川委員。

○市川委員 想定されるようなお答えかなと思うんですが、ただ、このシートベルト的な部分というのは、もちろんお子さんを持っていると分かると思うんですけれども、チャイルドシートというのは普通車では義務化されました、設置しないと。ただ、年齢に合わせてジュニアシートとかいろいろあるわけなんです。そうすると、対象年齢がやはりこの保育教育施設等に係る送迎バ

スというところまで広がってしまうわけです。極端なことを言うと、零歳児から小学校に入るまでの子供たち6歳ですね。そうすると、その子供たちの対象のチャイルドシートというのは全部変わってきてしまうわけなんです。ですから、その点も考えているのかどうか。結局そうなってくると、本当に席の構造が今度変わってきてしまうわけです、対象年齢によって。ですから、そこら辺の無理が相当感じられるので、そこら辺をきちんと考慮なさっているのかなというのが疑問になって、その点についてはどうお考えでしょうか。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田委員 今の御質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をしましたとおり、様々な安全装置が出てきておりますので、その調節によって変えられるもの等々もありますので、いろんなものを含めての内容だと理解していただければと思います。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 意見書案第8号ですけれども、この意見書の訴えたい思い、心情はよく分かります。ただ、国に提出する意見書にしては、やはり内容が文言の整理ができていないのではないかと思います。部分が散見されます。それをちょっとはつきりさせておきたいというふうに思い、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、上段の説明のところは冒頭であるように、福岡県で起きた送迎バスに取り残された児童の死亡事故、事件というべきものですけれども、ここから起因してということで、そこから一気に児童生徒を送迎するスクールバスの運転ということになってしまうんです。まずここで児童生徒を送迎するスクールバスということになりますと、幼稚園では対象になるんですが、児童生徒となると一般的に言えばスクールバスのようなことをここでは念頭に置いてしまうんですけれども、児童生徒を送迎するバス等というのはどういうものであるのかということです。これを通園などに限定していないということになると、部活等の試合時の送迎というのも対象となるようなことなのかということがまず1点です。

文科省も学校の統廃合が各市で起きていることから、登下校時の児童生徒の安全確保の一環として、スクールバスの導入というのは勧めているといえますか論じられているわけで、その中には路線バスも活用してスクールバスの代替として活用してもいいのではないかなというような提案も入っております。そうすると、路線バスなどのときにもこうしたスクールバスで使うときはその対象となるのかということがまた起きてくると思うんです。

それから、また東京都では特別支援学校における専用通学車両運行に関するガイドラインということで、特別支援学校、特に肢体不自由児が登校するときに使用される専用通学車両ということになると、これはまたその統一基準を設けてという中にまた1項目入れるということになるのか、こうした特別支援学校を通学の際に利用されるバスというのは、その地域それぞれ様々あるわけですので、それを統一基準という中に含んだ形でやっていくということがここでは言っているのか。こうした点がこの文言の中でははつきりいたしません。この中に入っている点は何かということを伺うと同時に、こうした曖昧な疑念が生ずるような意見書の提出でいいと考えている

のかという点が、児童生徒を送迎するバス等の文言の中に私は含まれていると私は思うんですが、その点です。

それから、あと次の幼児専用車というところで、国交省では幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドラインというのを作成しているんですが、この中にも先ほどの市川委員の御発言の中にもありましたけれども、まだまだ技術としては年齢に応じた子供たちに対応できるような車両ができていうふうにも。ですから、今後そうした幼児用の座席の開発とか改良が必要で、それには時間がかかるのではないかなというふうなこともこのガイドラインの中には入っております、それに向けて努力するよというふうなことも入っておりますけれども、こうした時間を要するよな車両の安全性、それをここに義務づけるよいうことについてどういうふうにかえるのかという点、これは市川委員の質問にも重なるわけですがけれども、特にこの安全運行管理、これが本当になされなければいけないんですけれども、民間事業者例えば私立の幼稚園が保護者との私的契約の中で送迎バスをしていると、そういうバスに安全装置を義務化するよいうのが運行の管理ではなく、安全装備を義務化するよいうことができればいいのかもしれないけれども、それをすべきだと考えているのか、そうよことで民衆の契約にも国が義務化するよいう立場を取るよいうことになるのか、以上伺います。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 ただいまの御質問にお答えをいたします。

1 番目の御質問の児童生徒を送迎するバス等についてですけれども、スクールバスや部活動の試合時の送迎も含んで様々なことを含めて等と記させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

また、2 つ目の路線バス等についてですけれども、路線バスも対象とすべきであると考えております。

3 番目の特別支援学校における専用通学車両の件ですけれども、各自治体で地域の実情に応じたガイドラインを定めることについて、本意見書が妨げるものではないと考えております。

4 番目の御質問の幼児専用車の車両安全のガイドラインの件ですけれども、幼児用座席については一般車においても既にチャイルドシートが義務づけられているなど、迅速な対応が可能な段階であると認識をしております。また、私的契約を結ぶ送迎バスについても、交通安全等を理由とした義務化の設置について妨げられるものではないと承知をしております。

なお、努力義務や罰則付きの義務など義務化については幾つかの対応があり、民間業者への義務づけについてどのような対応がいいのかは、今後検討事項とすべきものと考えます。

以上です。

○甲斐委員長 須藤委員。

○須藤委員 ただいまの答弁を聞いて驚いた点があるんですが、このスクールバスは広い範囲を想定しているよいうことで、では、牛久市も多くの義務教育学校に児童を送迎していますけれども、あそこにも今それがどのような運行をされているのかよいうことを長田議員は御承知なんでしょうね、行ってらっしゃるから。そうすると、あそこには運転手のほかに添乗職員はいません。

幼稚園の通園バスにはもちろん必要だと思います。ですが、児童が乗るスクールバスという中に添乗の職員がいたほうがよいのであろうとはもちろん思います。しかしながら、牛久市でも行っているようなスクールバスの中にそうした点も含めるということをやよというのがこの意見書であるのだと理解してよろしいのかということです。そしてまた、路線バスもその対象とすべきであるということは、路線バスは一般の乗合自動車です。それも使っているという中に、子供を乗せるからと言ってシートベルトその他必要な安全装備を装備しなければスクールバスに該当しないので活用できないということであれば、これはそれを代替として委託しているような市町村等への影響が大と思うんですが、そのこともこの中に含んでいるということで理解していいのかということです。

それから、最後の民間事業車への安全装備の義務化ということでこの中にも書かれておりますけれども、今、私たちが一般に利用する乗用車には、道交法でも後部座席だけに限りませんけれども、幼児についてはチャイルドシートの着用が義務化されております。これは誰が乗るかがはっきりしてところで、スクールバスが不特定多数とは言いませんけれども、そういうものと同列に論じられるようなものではないと思うんです。多くの子供が乗る車両と家庭用の乗用車のチャイルドシートが認められている、その安全性が高まってきているんだからバスも同じようにしなさいというのは、これは安全運行、安全基準を定めなければいけないのは十分分かっておりますが、それにしても今の段階ではハードルが高くなり過ぎていくような気がするんですが、その点について再度見解を伺います。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 御質問にお答えをいたします。

多くの義務教育学校のバスについてですけれども、シートベルトをして子供たちが学校に行っておりますが、添乗員はおりません。この件に関して添乗職員を求める内容ではなく、国に提出するに当たり、そういった方が乗っているバスもあると思いますので、そういった方が乗っている場合のバスに関しては、バスに関わる人の安全研修を求めるようにここに記させていただいております。

路線バス等についてもですが、先ほどもお答えしたとおり、かなりコンパクトな安価なものも安全装置として児童用の普通のバスに付けられるようなものも出ておりますので、そういうものでしたら装備してあれば、お子様が乗るときにそれを使う、お子様ではないときには使わないなどの選択肢も増えるのではないかと思います。

今まで提出された意見書案などもそうですが、あまりにも個別具体的に書きますと膨大な分量になってしまいますので、このように記載をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○甲斐委員長 市川委員。簡潔に。

○市川委員 答弁を聞いていて、路線バスに私もちょっと引っかかったんです。私が質問したときに出てこなかったの。お隣のつくば市の荃崎地区は、関東鉄道さんのバスに高崎小学校の子供たちが路線バスに乗っているんです。そして通学しているわけです。路線バスということまで範囲を広げてしまうと、バス協会はどうするんだということになってしまおうと思うんです。結局

そうなってくると、あそこの場合は先生がバスの停留所にて、何人児童が乗るという形でそこに乗せて確認をして、たしかつくば市はやっているんです。

これを全国の路線バスまでもし拡大してしまったら、ワンマンバスが基本なのに、それを安全研修、ではシートベルトを付けましたかというのを運転手が全部確認してということになると、いわゆる運行の時間帯というのがあるわけです、バス運行の時間というの。それにも影響してくるので、この路線バスまで拡大というのはちょっといかがなものかと私はそれをととても感じているんですけれども、その点は考えていますか。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 この文言の中の表記にはないんですが、記してはいないんですけれども、やはりいつ大きな交通事故があるか分かりませんので、子供たちの安全を守る上では必要であると考えております。

以上です。

○甲斐委員長 ほかに。藤田委員。

○藤田委員 まず、先ほどのバスに取り残された児童が死亡するという痛ましい、これはやはりシートベルト云々ではなく、私は現場の人間として、保育士の質の問題であるとの園に対しての問題があると認識しておりますので、それに対してのシートベルトというのは関連が現場としては違うのではないかと。また、現場の方でもこの問題を取り上げました。児童が死亡したという件で、やはりそこは園の研修能力がなかったのではないかと、しかし平成25年にガイドラインが出ております。その中で、保育士の在り方、人数、シートベルトをしなくても、シートベルトができない子もいるので、添乗員を増やすとかそういう問題なら分かるんですけれども、安全研修は必ずやっております。これは他の市町村に私も聞かせていただいて、その保育連盟の中でも伺ったところ、そういうふうには安全という面では日頃からやっておるという状況なんですけど、まず、この意見書をつくるに当たって、やはりガイドラインが出ているというところが非常に大切な部分でありまして、これがない中での作成になりますといろんなデータとか不十分だと思うので、その点1点だけ、ガイドラインを御覧になったのか、お願いします。

○甲斐委員長 長田議員。

○長田議員 御質問にお答えいたします。

ガイドラインについては、平成25年のものは全て読ませていただきました。それから令和4年ということで年月もたっておりますので、再度これを国に提出することにより、より安全性について、皆様が慎重に子供たちの安全を守るようにという観点からこの意見書案を出させてくださいとあります。やはり御指摘のとおり、冒頭に述べております事故については、園の問題であったところは大変大きいということは認識をもちろんでございますけれども、やはりそういった面も含めて、バスの中ということで入れさせていただいております。よろしくお願いします。

○甲斐委員長 北島委員。

○北島委員 先ほどからいろんな質問や意見が出ていますけれども、この記の1、これについては何ら大いに賛成できるんですが、2については様々な疑念、この安全装備についてはどうなの

か、一遍に何人、十数人あるいは20人もいる中、緊急事態のときに適切な行動ができるかどうかというそういったものが開発されているのかどうか、そこら辺はちょっと大きな疑念が残ります。

ただもう一つは、先ほどの話の中で路線バスにも適用するのかという話ですが、この意見書の中では何らそういったことに触れていない、ここから膨らませているんなことを考えると、混乱するだけだというふうに私は思うんですけれども、そういうことで、2が外れていたら賛成できるなという思いですけれども、現時点では賛成は難しいという思いであります。

○甲斐委員長 すみません、討論ではないですから、意見ね、と思いますね。柳井さんございますか。（「討論で」の声あり）討論で、はい、分かりました。

以上で意見書案第8号についての質疑及び意見を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論のある方は挙手にてお願いします。柳井委員。

○柳井委員 今、いろいろな意見を聞いていたんですが、一番基本的な話なんですが、家庭の家族、子供はシートベルトを付けて、チャイルドシートも義務づけられています。子供たちを預かったり何かして乗せて歩くときは必要ない、あり得ない話だと思います。反対だと思います。先に公共機関だとか保育園、幼稚園は付けておいて当たり前だと思っています。なぜか理由を申し上げますと、例えばバスが何らかの理由で正面衝突して、安全装置を付けていれば犠牲者も出なかったのに出てしまった。あるいは運転手が突然意識不明になり田んぼの中に落ちてしまった。子供が投げ出されて犠牲者が出た。国は慌てて義務づける法律をすぐつくると思います。絶対あります。その事故の前に、今回のように指摘して、しっかりとそういうのは防止すべきであると、当たりのことだと思います。賛成討論を終わります。

○甲斐委員長 ほかにございますか。加川副委員長。

○加川副委員長 ただいまいろいろな意見を伺っておりまして、私自身、昨日保育士の方に実際の現場の意見を聞いてみました。

平成25年にガイドラインが設けられ、園児児童が使用するバスにはシートバックいわゆるチャイルドシートに代わるような体全体を包み込むような前面での衝撃、背面での衝撃を受け止めるようなシートバックといった座席の制度化がガイドラインとして設けられているのですが、実際に、現場でどれだけ幼児が利用するバスにシートバックが設けられているかというと、旧型の車両を使っている園ですとか様々な実態があるようです。また、先ほど保育施設の職員の質、こちらもただいま大変保育士さん、幼稚園の先生が不足している状態で、園によってきっちりと決まりが設けられていてもきちんと守られていない、そういった実態もあるようです。

また、私自身が非常に痛切に感じましたのは、その保育士さんの意見で園児には絶対クラクション訓練、要は熱中症等でバスに取り残されたときにどうしたらいいか、それは速やかにクラクションを鳴らすこと、こちらを法的に整備してほしいといった声がありました。また、この同意見書にはシートベルトホルダーもしくは安全装置等というように汎用性の広い文言が使われておりますので、私はそちらも受け止めて、子供たち、児童、生徒、園児の命を守る基準、ぜひ法整備が必要と考えますので賛成討論とさせていただきます。

○甲斐委員長 ほかにありますか。須藤委員。

○須藤委員 私も、この安全基準制定を求める意見書という、その趣旨そのものについては賛同するものであります。バスの安全基準、ガイドラインが設けられておりますけれども、それをどういうふうに各自治体、園が沿った設置等を努めていくのか、そういう点では進めていくべき点はあるかと思えます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、この意見書案の使われている、言ってみれば細かい点だと言われてしまえばそれまでなんですが、この幼児専用車両のことを言っている部分とそれからスクールバスに代表されるような児童生徒を送迎するバス、そういうのがある意味混然一体となってここに表記されているので、私はそこで混乱してしまうわけです。ですから、スクールバス等はどういうものを指しているのかということ伺いました。そしてそのスクールバスの中には、現在、文科省でも勧めている路線バスも含まれるのかというようなことも確認させていただきました。そうした細かいことを確認しなければ、この意見書案が理解できないような意見書では、私は十分とは言えないというふうに考えていることから、趣旨には賛同するものの、これを一旦取り下げて、再度もう少し見直したものを意見書案として提出されてはどうかというふうに考えているところです。ですが、取り下げるということはないでしょうから、現段階ではまだまだ不十分、検討すべき点があるのではないかと、趣旨に賛同するのだから細かいことは言いなさんということには私は性格上ならないので、大変恐縮ですが、現段階ではこれを通すということはできないかなというふうに思っております。

○甲斐委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 なきようですので、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第8号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○甲斐委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○甲斐委員長 聞こえませんが、御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして保健福祉常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分閉会